

「公的年金等の源泉徴収票」の 交付について

国民年金および厚生年金の老齢年金受給者全員に対し、その1年間(平成19年)の年金の支払総額、社会保険料の金額(介護保険料)、源泉徴収税額および控除内容を記載した「公的年金等の源泉徴収票」が交付されます。(社会保険庁・社会保険業務センターより1月下旬までに発送)

※障害年金や遺族年金は非課税のため、源泉徴収票は送付されません。



〈問合先〉
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

確定申告について

2つ以上の年金の支払に対して「扶養親族等申告書」を提出しているかたや、年金以外に給与などの所得があるかたなどは確定申告を行わなければなりません。

また、確定申告が義務付けられていない場合でも、源泉徴収において控除を受けることができなかったために、源泉徴収税額を納めすぎとなっているときは、その税額の還付を受けるために確定申告をすることができます。

このときの添付書類の一つとしてこの源泉徴収票が必要となります。

※確定申告が必要かどうかにつきましては、税務署などにお尋ねください。

源泉徴収票の再交付

「公的年金等の源泉徴収票」の再交付については、住所地を管轄する社会保険事務所または、岐阜年金相談センターで行いますので、申請の手続きをしてください。

また、年金受給者本人、もしくは配偶者の場合は、電話による再交付の申込みができますので、「ねんきんダイヤル(0570-07-1165)または住所地を管轄する社会保険事務所へお問い合わせください。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く)

●平成19年中に亡くなられたかたの「公的年金等の源泉徴収票」は送付されませんので、再交付の申請と同様に発行手続きをしてください。

※平成19年中に亡くなられたかたの源泉徴収票の交付は1か月程度かかります。



住宅用火災警報器を 設置しましょう

消防法の改正により一般住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

〈いつから〉

新築住宅は平成十八年六月一日から、既設住宅は平成二十三年六月一日から義務設置となります。

〈住宅用火災警報器の効果〉

アメリカでは、一九七〇年代後半には、火災によって約六千人の死者が発生していました。

が、二〇〇二年には、住宅用火災警報器の普及率が九〇%を超え死者数が三千人弱と半減しました。

〈どこに設置すればいいの〉

寝室や寝室がある階段の階段に設置しましょう。

〈購入、取り付け時の注意点〉

消防署ではNSマーク(日本消防検定協会)のついた機器の購入を推奨します。寝室や階段には煙式(光

電式)住宅用火災警報器を設置しましょう。

〈どこで購入すればいいの〉

消火器を販売している消防設備取扱店やホームセンターなどで購入できます。

〈悪質訪問販売にご注意〉

消火器の悪質訪問販売が多発しているように、羽島郡内でも住宅用火災警報器の悪質訪問販売事例が発生しています。

「消防署からきました」という言葉にはご用心!消防署は一般のご家庭に住宅用火災警報器を販売することはありません。

異常に高い値段のものを売りつけられないように注意しましょう。

悪質訪問販売でだまされてしまったら、消費者生活センターにご相談ください。住宅用火災警報器は、クーリングオフ対象商品です。

羽島郡広域連合
☎0588-1195